

# 資料 3

## 第9期 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

本計画については、令和5年度3月議会に報告し、第9期介護保険料についても以下のとおり設定しましたので報告します。

なお、本計画 88 頁以降の介護サービス見込量については、令和6年度介護報酬改定を反映させております。

### 1. 計画書 別添のとおり

本文 P4~P125、資料編 P127~P161

### 2. 計画書本文の主な変更点

介護保険料の**多段階化**、基準額は8期から**据置（月額6,260円）**、**低所得層は軽減**

**第8期保険料月額表（令和3年度～令和5年度）**

段階	対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.3	1,878
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.45	2,817
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.7	4,382
第4段階	住民税課税世帯で、本人（非課税）の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	5,634
第5段階	住民税課税世帯で、本人（非課税）の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	6,260
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	7,512
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	8,138
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	9,390
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.7	10,642
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上640万円未満	基準額×1.9	11,894
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が640万円以上800万円未満	基準額×2.2	13,772
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額×2.4	15,024

**第9期保険料月額表（令和6年度～令和8年度）**

段階	対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	$\frac{\text{基準額} \times 0.285}{0.285}$	1,784
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.45	2,817
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.685	4,288
第4段階	住民税課税世帯で、本人（非課税）の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	5,634
第5段階	住民税課税世帯で、本人（非課税）の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	6,260
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	7,512
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	8,138
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	9,390
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.7	10,642
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上640万円未満	基準額×1.9	11,894
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が640万円以上700万円未満	基準額×2.2	13,772
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.3	14,398
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額×2.4	15,024

※網掛け部分は変更箇所